

「生活圏域」の目安について

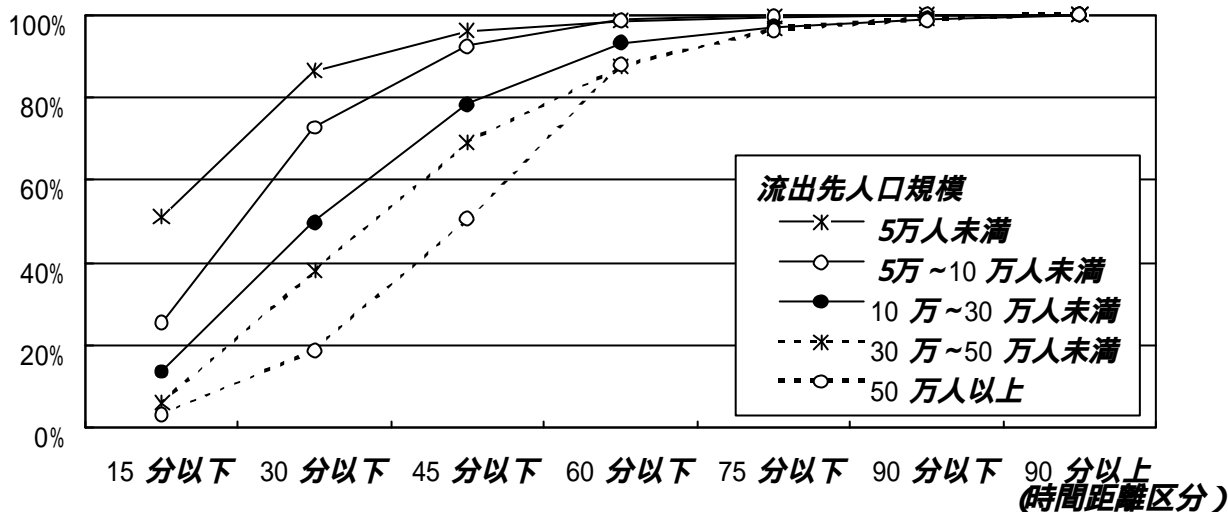
(1) 時間距離について

まとめりとしての時間距離での広がりへの把握に資する観点から、通勤・通学人口に着目した一つの指標として、従業地・通学地（流出先（市に限定））の人口規模別に、当該流出先への通勤・通学流動のある市町村^{*}数を、流出先との時間距離で区分したところ、以下の点が指摘される。

なお、分析に当たっては、データ処理の都合上、三大都市圏のうち、既成市街地・近郊整備地帯（首都圏）、既成都市区域・近郊整備区域（近畿圏）及び都市整備区域（中部圏）の指定地域を除外している。

- 流出先の人口規模 30 万人未満では時間距離 45 分、人口規模 30 万人以上では時間距離 1 時間までの範囲を圏域として捉えれば、概ね 8 割以上の通勤・通学流動を把握することが可能である。
- 圏域を時間距離 1.5 時間まで広げれば、ほぼ全ての通勤・通学流動の把握が可能である。

図 1:通勤・通学先（流出先）への時間距離別にみた流出元市町村の累積割合（流出先人口規模別）



資料：総務省「平成 12 年国勢調査（従業地・通学地による人口）」、国土交通省総合交通体系データシステム（NAVINET）をもとに作成。

* 時間距離 120 分以上及び流出割合 5 %未満の通勤・通学流動は分析に加えていない。また、流出割合は以下のように算出した。

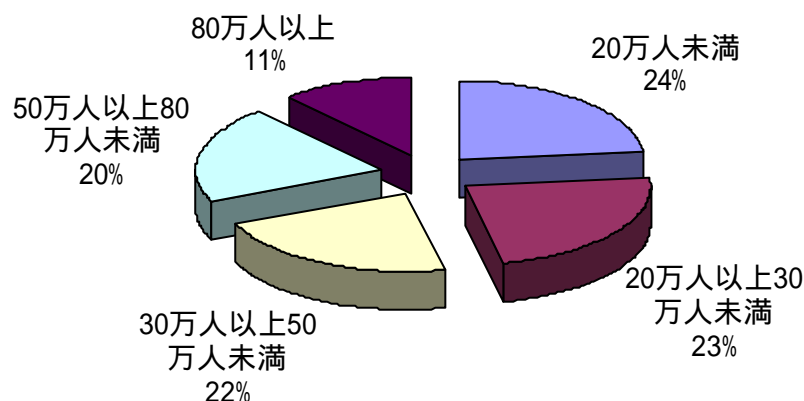
ある流出先市への流出割合 (%) = ある流出先市への流出人口 / {(当該市町村 15 歳以上人口) - (自市町村内就業・通学人口)}

(2) 人口規模について

圏域としての人口規模の程度の把握に資する観点から、三大都市圏の既成市街地等を除く地域について、生活関連サービス等に着眼した一定の諸機能^{*}を仮に設定し、これら機能が全て、もしくはほぼ全て立地する市を中心とする1時間圏域を人口規模別に区分した。さらに、当該圏域の人口規模別に提供される民間サービス業の立地状況を見てみると、以下の点が指摘される。

- 一定の諸機能を有する圏域の人口規模構成は30万人以上の圏域が過半を占めているものの、30万人未満の人口規模となる圏域も相当数存在する。(図2)
- サービス業のうち、「放送業」「情報サービス・調査業」「広告業」「娯楽業」に分類される業種の立地状況については、人口規模30万人以上で8割以上の業種が立地している。(図3)

図2：一定の諸機能を備える1時間圏域の人口規模構成比



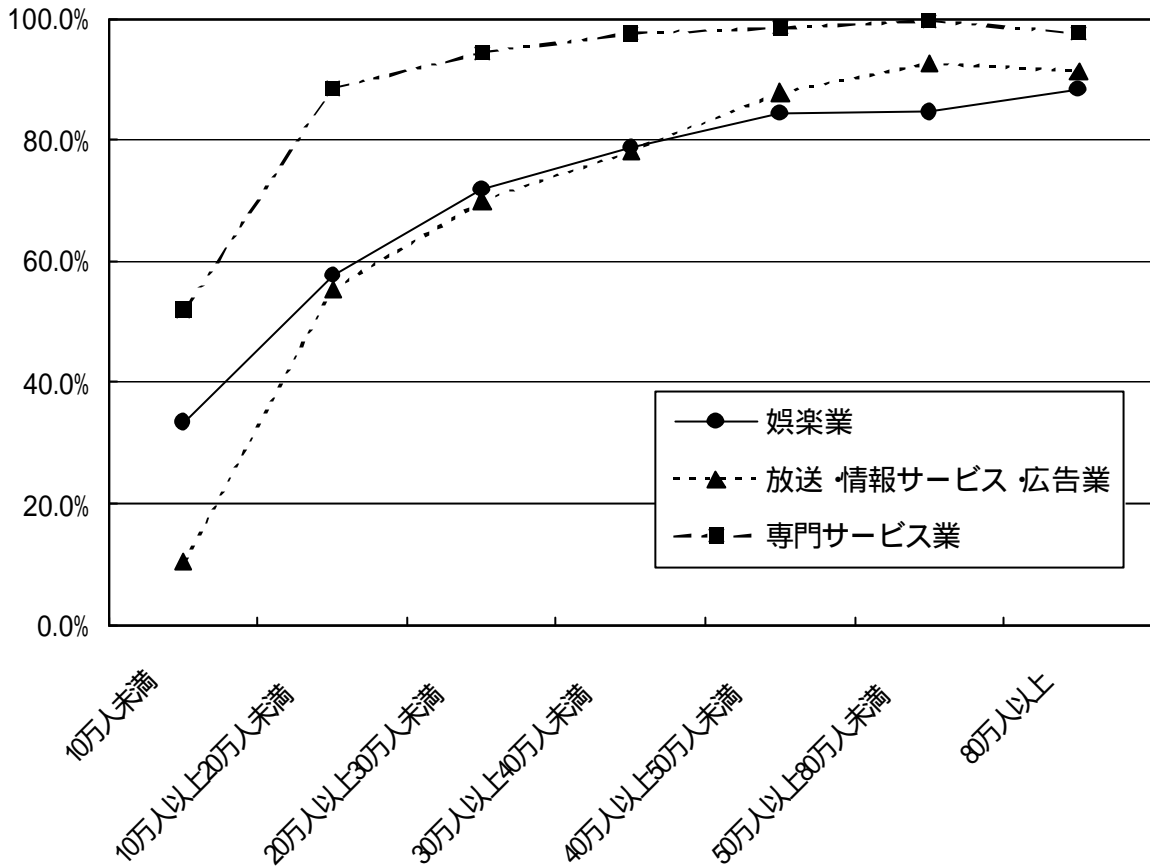
資料：総務省「平成12年国勢調査」、国土交通省総合交通体系データシステム（NAVINET）をもとに作成。

(注1) 隣接する2つの市を一体として扱うことにより、一定の諸機能が全てもしくはほぼ全て立地することとなるものを含む。

(注2) 複数の1時間圏に含まれる市町村は、中心となる市からの時間距離が最短の圏域に含まれるものとしている。

^{*} 一定の諸機能とは、公共機関（保健所、H2ワーク、税務署、登記所、簡易裁判所）、公共高速交通（航空便、新幹線、有料特急及び高速・長距離バスの合計往復便数12以上）、医療診療16科目（救急救命センターの必要11科目、外来患者の多い科目及び立地状況を勘案し、内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、精神科、外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、麻酔科を設定）及び救急救命センター又は救急告示指定病院、大規模小売店舗（床面積1万㎡以上の百貨店、スーパーマーケット、ショッピングセンター等）を設定。

図3：人口規模別の事業所（サービス業）の種類別立地率



資料：総務省「事業所・企業統計」「国勢調査」、国土交通省総合交通体系データシステム（NAVINET）をもとに作成。

（注1）三大都市圏のうち、既成市街地等の指定地域を除外している。

（注2）図3と同じ圏域を対象として、サービス業に含まれる「娯楽業」（15種類）、「放送業」「情報サービス・調査業」「広告業」（11種類）、「専門サービス業」（17種類）のそれぞれにおいて、圏域内に立地する事業所の種類数の全種類数^{*}に対する割合を算出し、人口規模別にその平均値を示している。

^{*} 事業所の全種類数とは、総務省「事業所・企業統計」の大分類「サービス業」のうち、「娯楽業」（映画館、劇場・興行場、興行団、競輪・競馬等の競走場、競輪・競馬等の競技団、スポーツ施設提供業（別掲を除く）、体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ホウリング場、テニスコート、バレーボールコート、テニス練習場、公園・遊園地、遊技場、その他の娯楽業）の15種類、「放送業」（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、「情報サービス・調査業」（ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、その他の情報サービス業、ニュース供給業、興信所）、「広告業」（広告代理業、その他の広告業）の計11種類、「専門サービス業」（法律事務所・特許事務所、公証人役場・司法書士事務所、公認会計士事務所・税理士事務所、獣医療業、土木建築サービス業、デザイン業、著述家・芸術家業、学習塾（各種学校でないもの）、フィットネスクラブ、スポーツ・健康個人教授所、生花・茶道個人教授所、そろばん個人教授所、音楽個人教授所、書道個人教授所、和裁・洋裁個人教授所、その他の個人教授所、その他の専門サービス業）の17業種を表す。